

長崎県庁舎環境衛生管理業務仕様書

1. 業務名称

長崎県庁舎環境衛生管理業務

2. 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 業務目的

本業務は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、各種調査・測定、防除等を行い、建築物等の衛生的環境の確保を図り、公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

4. 一般事項

(1) 適用

本仕様書は環境衛生管理業務について適用する。なお、本仕様書において、委託者の長崎県を甲、受託者を乙とする。

(2) 業務対象範囲

長崎県長崎市尾上町に所在する長崎県庁舎とする。

業務対象場所	長崎市尾上町		
1) 建物概要	行政棟 RC造 地上8階地下なし 地下ピットあり	議会棟 RC造 地上5階地下なし 地下ピットあり	駐車場棟 RC造 地上3階地下なし 地下ピットなし
2) 延床面積	44,440 m ²	6,699 m ²	11,429 m ²

※行政棟、議会棟、駐車場棟と、その関連設備を対象とする。

5. 業務内容

(1) 業務項目

- ① 空気環境測定業務
- ② 受水槽点検清掃業務
- ③ 水質検査・残留塩素測定業務
- ④ 排水設備点検清掃業務
- ⑤ 害虫駆除業務
- ⑥ 照度測定業務

(2) 建築物環境衛生管理技術者の業務

建築物環境衛生管理技術者は、次の業務を行う。

- ①管理・業務計画の立案
- ②環境衛生上の維持管理に関する業務の全般的監督
- ③環境衛生上の維持管理に関する測定、または検査の実施、及びその結果の評価
- ④環境衛生上の維持管理に必要な各種検査の実施、及びその結果の評価

⑤環境衛生上の維持管理に必要な書類の作成、及び関係図面・書類・図書等の保管

(3) 実施要領

建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築基準法、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準、その他関連法等を遵守し、関係機関と協力しながら業務を遂行すること。

(4) 業務別特記事項等

①空気環境測定業務

1) 測定箇所

- ・行政棟 24箇所（各階3箇所）
- ・議会棟 10箇所（各階2箇所）
(合計 34箇所) ※測定箇所は、各階平図面を基に乙が選定すること。

2) 測定項目（6項目）

- ・浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率
- ・温度、相対湿度、気流

3) 点検回数 年6回（2月毎）

②受水槽点検清掃業務

1) 受水槽仕様

- ①上水 受水槽：2基（木製、有効水量20t×2）
- ②雑用水受水槽：2基（木製、有効水量36t×2）

2) 作業内容

- ・水槽内のスケール除去、沈殿物除去、カビ除去
※次亜塩素酸ナトリウム等の塩素系漂白剤を用いた場合は、金属部分を腐食させる可能性があるので、作業後は水で十分に洗い流すこと。
- ・電極棒、揚水パイプ、フート弁、ポールタップ等の付属装置の点検清掃
- ・作業完了後に新水を補給し水質検査の実施
※残留塩素測定値が 0.2ppm 以上であることを確認すること。

3) 点検清掃回数 年1回

③水質検査・残留塩素測定業務

水道法第4条に定める水質検査を実施すること。

1) 水質検査

(1)上水

- ・省略不可項目 (11項目) 年1回
- ・省略不可項目及び金属等項目 (16項目) 年1回
- ・消毒副生成物項目 (12項目) 年1回

※消毒副生成物項目は6月1日から9月30日の間に実施すること。

- (2) 雜用水
- ・大腸菌、濁度 (2項目) 年6回 (2か月以内ごと)
 - ・pH、臭気、外観 (3項目) 週1回
- 2) 残留塩素測定
- ・上水 1ポイント (末端検水栓) 週1回
 - ・雑用水 1ポイント (末端検水栓) 週1回

④排水設備点検清掃業務

- 1) 汚水槽・排水槽仕様
- (1) 汚水槽 : 5基 (地下ピット内)
(コンクリート製 16トン×2基、19トン×2基、22トン×1基)
 - (2) 雜排水槽 : 2基 (地下ピット内)
(コンクリート製 機械排水槽 43トン×1基、駐車場排水槽 41トン×1基)
 - (3) 汚水マンホールポンプボックス : 2箇所 (屋外)
(□2.4m×H1.3m、□2.8m×H1.9m)
- 2) 作業内容
- ・汲み取り
 - ・内部入槽清掃 (高圧洗浄)
 - ・汚水槽、雑排水槽付属品点検清掃
- 3) 点検清掃回数 年2回 (6か月以内ごと)

⑤害虫駆除業務

- 1) 調査
- 専有部分、共有部分のほか、機械室、電気室、パイプシャフト室、駐車場、建築物の周囲等に対して調査を行う。
- ※「建築物の周囲等」は、業務を実施するうえで効果的・効率的な箇所を乙が選定・調査し、甲と協議の上決定する。
- (1) 聞き取り調査
 - (2) 目視による調査
 - (3) トランプ等による調査
 - (4) 環境及び施設・設備の調査
 - (5) 調査結果の報告
- 2) 防除作業等
- (1) 発生防止対策の提案・実施
 - (2) 施設改善
 - (3) 防除作業
 - (4) 防除作業等の結果の報告
- 3) 注意事項等
- (1) ねずみ・昆虫等の防除のため殺鼠剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

- (2) 殺鼠剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業者並びに建築物の利用者の事故防止に努めること。
- (3) 薬剤を使用する場合は、事前に当該区域の甲の了解を得て実施すること。また、処理の2週間前までに甲へ内容を知らせ、処理後は少なくとも3日間はその旨の掲示を行うこと。
- (4) トランプ等を使用する場合は、トランプの種類、設置場所、数等について、③同様の対応をとること。
- (5) ねずみ・昆虫等の防除作業終了後は、必要に応じ強制換気や清掃等を行うこと。
- (6) ねずみ・昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備は、定期的に点検し、必要に応じ整備又は修理を行うこと。
- (7) 作業に係る苦情又は緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。
- (8) 作業の際には、消防設備等の誤動作が生じないよう、必要な処置を施すこと。

4) 害虫駆除回数 年2回（6か月以内ごと）

⑥照度測定業務

- 1) 測定箇所
 - ・行政棟 8箇所（各階1箇所）
 - ・議会棟 5箇所（各階1箇所）

（合計13箇所）※測定箇所は、各階平図面を基に乙が選定すること。
- 2) 点検回数 年2回（6か月以内ごと）

6. 業務体制

乙は、以下の管理体制をもって業務を実施すること。

(1) 業務主任者

乙は、次の資格を有する業務主任者を定め、甲に報告すること。

①建築物環境衛生管理技術者（選任が必要）

(2) 業務員

乙は、必要な業務員を適正に配置し、業務を円滑に実施すること。

7. 作業時間

①作業時間は原則として9時～17時45分までとする。ただし、平日に作業ができない場合で、甲による指示があった場合はこの限りでない。
業務別作業時間は次のとおりとする。

- 1) 空気環境測定業務：開庁日の開館時間
- 2) 受水槽点検業務：閉庁日の開館時間
- 3) 水質検査・残留塩素測定業務：開庁日の開館時間
- 4) 排水設備点検清掃業務：閉庁日の開館時間
- 5) 害虫駆除業務：閉庁日の開館時間
- 6) 照度測定業務：開庁日の開館時間

②庁舎の開放時間

- 1) 開庁日：7時～21時（開庁日とは、下記の閉庁日を除く平日をいう。）
- 2) 閉庁日：9時～21時
(閉庁日とは、土曜、日曜、祝日及び年末年始12月29日～1月3日をいう。)

8. 報告等

- ①各種検査、及び測定記録、清掃等実施後の結果について、乙は報告書を作成し、速やかに甲に提出すること。
- ②測定値等に異常を認めた場合は、意見を付して速やかに甲に報告すること。

9. 危険防止の措置及び災害時の対応

- ①常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。
- ②作業を行う場所、もしくはその周辺に第三者が立ち入るおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、危険防止措置を講じること。なお、危険防止措置にかかる費用負担は、甲との協議による。
- ③災害等が発生し緊急対応が必要となった場合、甲の指示により必要な人員を確保し、迅速に対応すること。なお、緊急対応にかかる費用負担は、甲との協議による。

10. 負担範囲

- ①業務に必要な電気、ガス、水道等の光熱水費は、甲の負担とする。
- ②業務に必要な工具、計測機器等は、乙の負担とする。
- ③業務に必要な消耗品、付属品、材料、油脂等は、乙の負担とする。
- ④業務遂行上必要な経費は、乙の負担とする。

11. その他

- ①関係法令を遵守し業務の遂行にあたること。
- ②官公署への連絡、届出等がある場合、乙は甲に協力し、遅滞なくこれを処理すること。
- ③関係機関の検査・調査等があった場合は、結果を速やかに報告すること。
- ④甲が保全関連の会議等の参加について要請した場合、乙は協力すること。

＜添付資料＞

- 1) 全体配置図

全体配置図

